

令和 8 年 1 月 29 日

貿易関係証明ご登録企業様 各位

札幌商工会議所

台湾向け原産地証明特別対応の廃止について

平素より当所諸事業の運営に関しましては特段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2011 年に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、台湾当局は一部の日本産食品へ輸入規制を行っておりました。

しかし、2025 年 11 月 21 日に当局より、日本食品の輸入規制を同日付けで全面撤廃することを公表しました。つきましては、商工会議所が発給する原産地証明書については、6. Remarks 欄への指定文言及び産地の都道府県名の記載が不要となったため、通常の申請と同様のルールで運用いたします。

該当されるご申請者様各位におかれましてはご留意頂けますようお願い申し上げます。

廃止する特別対応の詳細

今後記載できない/不要となる内容 :

- 6. Remarks 欄への産地の**都道府県名の記載**
- 6. Remarks 欄への**指定文言の記載** (This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI.)
- 品物の製造地および仕入先がわかる文書 (**入手経路説明書**) の提出

運用開始日 : **2026 年 2 月 2 日 (月) ~**

※引き続き都道府県名を記載した証明書の発給を希望される場合は、サイン証明（私製原産地証明書等）での対応は可能となります。

【お問い合わせ先】

札幌商工会議所 会員組織部 会員サービス課

TEL : 011-231-1318

Mail : trade@sapporo-cci.or.jp